

○北海道公安委員会公印規程

北海道公安委員会告示第48号

昭和54年4月4日

改正 昭和57年4月1日公安委員会告示第64号、60年2月13日第16号、4月1日第32号、61年12月25日第131号、62年3月26日第24号、平成元年3月30日第32号、4年2月28日第21号、7年10月18日第102号、8年8月30日第65号、11月26日第96号、12年3月24日第19号、15年4月11日第32号、16年9月10日第113号、17年3月29日第34号、18年5月19日第60号、19年6月19日第74号、21年12月4日第141号、24年3月30日第34号、27年3月31日第41号、28年3月29日第41号、29年9月26日第156号、31年3月29日第40号、令和2年3月27日第40号、4年3月11日第37号、5年3月22日第52号

北海道公安委員会公印規程を次のように定める。

北海道公安委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な事務に使用するもの
- (2) 専用公印 特定の事務に使用するもの

(公印の制式及び用途)

第3条 一般公印及び専用公印の制式及び用途は、別表のとおりとする。

(公印の登録等)

第4条 公安委員会は、公印を作成し、又は改刻したときは、その印影を公印台帳（別記様式）に登録しておくものとする。

(北海道警察本部長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、公印の管理、使用その他必要な事項は、北海道警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月4日から施行する。
- 2 北海道公安委員会公印規程（昭和34年北海道公安委員会告示第15号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に使用中の旧規程の規定に基づき作成された公印は、この規程の規定に基づき作成された公印とみなす。

改正文（抄）

昭和57年4月1日から施行する。

改正文（抄）

昭和60年2月13日から施行する。

改正文（抄）

昭和60年4月1日から施行する。

改正文（抄）

昭和62年1月1日から施行する。

改正文（抄）

昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月19日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会告示第141号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表専用公印の部北海道公安委員会印の項6の事項の次に2事項を加える改正規定（同項8の事項に係る部分に限る。）並びに同部北海道公安委員会圧印の項及び北海道公安委員会小印の項の改正規定は、同年6月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第37号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における金属くず行商の証に係る公印の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年北海道公安委員会告示第40号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年北海道公安委員会告示第40号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

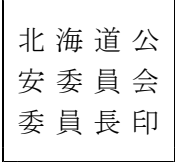
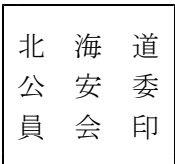
附 則（令和4年3月11日第37号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

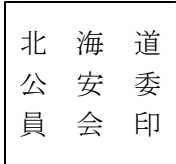


附 則（令和5年3月22日第52号）


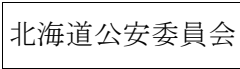
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	名称	ひな型	書体	規格 (単位mm)	用途
一般 公 印	北海道公安委員会 委員長印		てん書	方 30	一般文書の押印
	北海道公安委員会 印		てん書	方 35	一般文書の押印
専	北海道公安委員会 印		てん書	方 10	<ol style="list-style-type: none"> 1 猟銃用火薬類等譲受許可証、猟銃用火薬類等輸入許可書、猟銃用火薬類等消費許可書、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の押印 2 猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の許可年月日欄、確認欄、更新年月日欄、更新申請受理表示及び許可事項抹消の押印並びにこれらの許可証とこれらの許可証に貼付する許可事項を記載した用紙との間の契印 3 銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証及びクロスボウ所持許可証（産業等用）の確認年月日欄及び空欄処理の押印 4 銃砲刀剣類製造等届出書、教習用備付け銃等届出書、保管業届出書、準空気銃製造等届出書、模造拳銃製造等届出書及び模擬銃器製造等届出書の届出済証明及び記載事項変更届出済証明の押印 5 人命救助等に従事する者届出済証明書と補助用紙とのつづり目の契印 6 猟銃安全指導委員証の押印

用

				<ul style="list-style-type: none"> 7 火薬類運搬証明書と運搬計画表とのつづり目の契印 8 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証並びに管理者講習通知書の押印 9 警察関係地方公益法人の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 10 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印 11 指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 12 自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印 13 警備員等の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の押印 14 駐車監視員資格者証及び滞納処分執行者証票の押印
		てん書	方 4.5	運転免許証及び運転経歴証明書の押印
		てん書	円形 直径 28	国外運転免許証の表紙の押印
		てん書	円形 直径 20	国外運転免許証及び国際運転免許証の表紙以外の部分の押印
				<ul style="list-style-type: none"> 1 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所

公	北海道公安委員会 庄印		れい書	だ円形 縦 22 横 27	<p>持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、警察関係地方公益法人の立入検査に従事する職員の身分証明書、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る受験票及び合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちよう付欄の契印</p> <p>2 表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印</p>
印	北海道公安委員会 小印		楷書	縦 6 横 18	<p>1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印</p> <p>2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印</p> <p>3 猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印</p>

					4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印
		道公委	楷書	縦 横 4 10	1 運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄の押印 2 緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車届出確認書、緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の変更欄の押印 3 運転免許拒否処分通知書、運転免許保留処分通知書、運転免許取消処分通知書、運転免許停止処分通知書、運転免許取消処分書、運転免許停止処分書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、運転免許保留期間短縮通知書、運転免許停止期間短縮通知書、自動車等の運転禁止期間短縮通知書、弁明通知書、運転免許の効力停止処分解除通知書、診断書提出命令書、聴聞通知書、意見の聴取通知書及び国際運転免許証等受領書の記載事項訂正部分の抹消の押印 4 特定自動運行（変更）許可証の書換え部分の抹消の押印

別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳	
登 録 番 号	第 号
印 影	
公 印 の 名 称	
公 印 の 用 途	
作 成 ・ 改 刻 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
保 管 場 所	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。